



2024年5月21日

各 位

会 社 名 共栄タンカー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 近藤 耕司
(コード番号 9130 東証スタンダード)
問 合 せ 先 総務部長 早川 成一郎
(TEL. 03-4477-7171)

中間配当基準日の新設および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月21日開催の取締役会において、中間配当基準日の新設および定款の一部変更に関する議案を2024年6月27日開催予定の第94回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当基準日の新設

(1) 中間配当基準日の新設の目的

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、新たに中間配当基準日を設定するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当基準日の新設につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2024年6月27日開催予定の第94回定時株主総会で承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①員数の変更

当社は、監査等委員会設置会社として、1名の取締役監査等委員（常勤）、2名の独立社外取締役監査等委員、2名の社外取締役監査等委員を選任し、取締役会の監督機能の充実を図っております。

この監督機能およびコーポレートガバナンス体制のより一層の強化を目的として、独立社外取締役監査等委員を3名体制とするため、現行定款第18条（員数）に定める監査等委員である取締役の員数を、5名から6名に変更するものです。

②剰余金の配当の基準日追加

株主の皆様への利益配当の機会を充実させるため、現行定款第34条（剰余金の配当の基準日）第2項を新設するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第 18 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 10 名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は <u>5</u> 名以内とする。	(員数) 第 18 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 10 名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は <u>6</u> 名以内とする。
(剰余金の配当の基準日) 第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月27日
定款変更の効力発生日 2024年6月27日

以上